

東アジアにおける「声の伝承」と音仮名表記 遠藤 耕太郎

―古事記の訓注に即して―

はじめに

古事記は訓字主体の変体漢文で記されているが、固有名詞、普通名詞の一部、呪文や定型的な句、歌謡、訓注には音仮名表記が用いられている。音仮名表記は、漢字の音読みを利用することによって日本語の発音を再現しようとする。したがってそれは稗田阿礼の「誦習」と無関係ではありえないと思われるのであるが、近年の研究の傾向は、音仮名表記を「誦習」と切り離し、撰録者太安万侶による、古事記という書かれたテキスト内に限定された書記システムの説明というところで精密化しているように思われる。

そもそも音仮名表記は、東アジアの辺境民族（国家を樹立した場合もある）が中国中原王朝における漢字の仮借用法を輸入し、自民族語の発音を表記する方法として用いたところから始まる。すなわちそれは、声と文字（漢字）との相互的な交流のなかで用いられ始めたのであった。本稿では、古事記の音仮名表記の一端としての訓注を取り上げ、これを声と文字とのかかわりという視点から論じてみたい。

一

古典中国語を表記するための文字―漢字―によって、それは文法も語順もまったく異なる日本語を表記する方法は、五世紀には始まっていた¹⁾。それは漢字の音読みを用いて日本語の固有名詞を表記する方法から始まったが、これは漢字の音を借りて（中国からみた）外国語を表記する方法、すなわち仮借の用法によっていた。仮借は、中国における漢訳仏典における陀羅尼（古典インド語の呪文を唱えるために、それを漢字の音で表音的に書いたもの）や、史書における固有名詞（例えば「魏志」東夷伝・倭人条の「卑弥呼」など）の表記に見られるところである。こうした中国での仮借の用法が東アジア各地の古代国家に輸入され、模倣されたのであり、古代日本における音仮名表記もその一環としてあった。埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣銘（辛亥年Ⅱ四七一）は正格の漢文で記されているが、その中に漢字の仮借の用法によって「乎獲居（ヲワケ）」、「意富比垢（オホヒコ）」、「獲加多支箇（ワカタケル）」ら九人の人名、「斯鬼（シキ）」の地名が記されており、五世紀後半には仮借の方法が

広く日本で行われていたことが知られる。

一方、漢字の訓読も五〜六世紀にはよく使われる字に限って行われていたようだ。同鉄剣銘の「臣」が「オミ」と訓読みされた確証はないものの、滋賀県大津遺跡、徳島県観音寺遺跡出土の、字訓を辞書のように音仮名で示したいわゆる音義木簡が示すように、七世紀後半には訓読が全国的に普及し、大規模に整備されていた。

この二つの条件、すなわち仮借用法によって日本語の固有名詞を表記する方法の輸入、及び漢字の訓読の普及と整備を基盤として、七世紀には日本語を音仮名を交えた訓字主体表記で書き表す方法が確立する。法隆寺薬師仏光背銘（歳丁卯〓六〇七年）は、日本語の語順で補助動詞を交えた訓字主体表記で記され、また山名村碑文（辛巳歳〓六八一年）には、日本語の語順で補助動詞を交えた訓字主体表記のなかに、固有名詞が音仮名表記によって記されている。訓読の普及・整備が、逆に日本語を漢字の訓で書くことを可能にし、その際に表記できない固有有名詞が仮借の用法、すなわち音仮名によって表記された。

こうした日本語文表記の工夫のうえに、古事記の文体はある。古事記は、漢字の訓を並べて日本語の文をあらわす訓字主体表記のなかに、日本語の発音を音仮名によって表記する部分を挿入する文体で記されている。

二

訓注は、小松英雄^②が言うように書かれた漢字に付けられて、複数ありうる訓読みの一つを指定したり、訓を示すことによって前後の構文を示唆する機能を果たしていると、ひとまずは言うことができる。小松によれば、上巻冒頭「高天原」に付された訓注「訓高下天云阿麻下效此」は、高の字の下の天はアマと訓むことが示されているのであるが、ここには「高天」の「天」

は「あめ」ではないことと、「たかあま」が「原」の連体修飾語であることが示されている。あるいはキミニ神の「二柱神立天浮橋而」の訓注「訓立云多々志」は、「立」字を下二段他動詞タツではなく、四段自動詞タツで訓むべきことを示すことによって、「天浮橋」を「立」てたのではなく、「天浮橋」に「立」つたのだという文脈を正しく理解させようとしたものである。小松はこうした指摘を積み重ねつつ、訓注を、「漢字をつらねた字面によみとる際に、意味のきれめをとりちがえて、撰録者の意図したところが誤解されやすいような部分に、文字のきれつづきを明示する目的で、くわえられたものがおおい」と述べている。小松を承けて久田泉は、「訓注は所与の字脈が意図した読解を導く条件として十分でない場合——即ち『辞理』『意況』の『見え巨き場合』——に施されるのだ」と述べる。

要するに、訓注は訓みを特定することによって意味を明確にするために付されるということである。これを神野志隆光^③は、古事記は「よむ」（意味として理解すること）はできるが「ヨム」（一定の日本語の表現に還元する）ことは完全にはできない形で書かれたものであるという亀井孝^④を承けつつ、訓注は、「よめる」ことが十分に保障されないと「ヨミかた」を指示

することによって理解可能を保障するものであったと述べている。

久田や神野志の見解を承ける形で、山口佳紀⁶⁾は、訓注を分類・考察し、「訓注は「ヨミ」を示すものではあるが、目的は、それによって「よみ」を明らかにする所にある。訓注の存在によって、我々は、撰録者が「ヨミ」そのものにこだわっているのかのように思ひやすい。そこから、訓注による古語の保存というような見方（たとえば、吉田留「古事記の訓注に就いて」國學院雑誌47巻1号、一九四一年一月）も出て来る。しかし、撰録者の狙いがそうした所にあると見るのは、皮相な捉え方である。」と述べている。

が、果たしてそうだろうか。安万侶は「ヨミ」（音声）そのものに本当にこだわっていないのだろうか。現行の古事記の文體は、稗田阿礼によるそれ以前の原資料の「誦習」を介して創出された。後述することになるが、「誦習」とは原資料の多様な表記を見て、その音声を再現する技術である。「誦習」の現場にむろん原資料の文字列はあったが、それは阿礼による再音声化によって、つまり音声として、初めてその場に理解しうるものとして立ち現れたのである。

訓注を、「誦習」とそれを受けての「撰録」の現場から捉え返そうというのが本稿の目論見である。

三

「誦習」と「撰録」の現場を具体的に知る手がかりとして、中国少数民族ペー族の「大本曲」という、文字テキスト（台本）

によって伝承される語り芸を取り上げる。「大本曲」の台本は訓字主体表記で記され、なかに音仮名表記が挿入されるという古事記と近似する文體であり、同時にそれが語り芸という「声の伝承」と密接にかかわっているという点で、古事記の表記のありようを考えるにあたって、有効なモデルとなると考えられるからだ⁷⁾。

「大本曲」は中国雲南省大理地方に居住する少数民族ペー族のあいだに広がる、台本（文字テキスト）を伴った語り芸であり、歌い手と三弦の伴奏者との二人一組で演唱される。農閑期の娯楽として、また結婚式や新築儀礼の際に演唱者が招かれて行われる。

その成立は不明な点が多く、唐代、宋代、明代の各説が主張されている。現存するもつとも古い語り芸の台本は、清・光緒年間（一八七五―一九〇八）に書写された『柳蔭記』（漢民族の梁祝伝説を題材とした語り芸）、『陳世美不認前妻』などであり、少なくとも清代末には存在していたことが確かめられる。これらは、漢民族の宝巻や戯曲が流入し、この地でペー族化したものである。

演唱は漢民族伝来の語り芸のそれを踏襲し、「詩」、「白文（散文）」、「唱詞」の部分からなる。「詩」、「白文」は全くの漢語で語られ、中心となる「唱詞」がペー語によって歌われるが、これに対応して文字テキスト（台本）も、前者は漢文で、後者は漢字を用いた訓字主体表記に音仮名を挿入するペー語表記によって記される。なお、唱詞は七七五音で一句をなす韻律によっている。

漢字を用いたペー語表記システムについて、本稿では、現在のところペー語研究者に広く支持されている四分類法に則つて、以下の術語を用いることとする。^④

①音仮名(音)：漢字の音によってペー語の意味を表す。(万葉仮名のような用法)

②訓字(訓)：漢字の意味に従つてペー語の音で読む。(訓読み)

③借詞(借)：漢字の意味、音を直接漢字から借りる。(音読み)

④新字(新)：漢字の筆画を増減して新たなペー文字を作る。(国字)

四

語り芸の中心地、洱海西岸地域の台本は訓字主体表記が顕著である。歌い手は、まず先達の語りを耳で聞いて覚えたいうえで、文字テキスト(台本)を書写するという。「大本曲は父(楊漢)に習った。まず本を見ずにどう歌うかを覚える。文字にするのは正確に歌うためのメモである。」(楊興庭氏、二〇一一年八月一日聴き取り)。「大本曲はまず口頭で習う。言葉を身に付けた上で、台本を見て歌う。台本は歌う際のメモだ。」(楊正華氏、二〇一一年八月一日聴き取り)。つまり、訓主体表記は、音声による記憶を前提にして筆記され、それが再音声化されるわけである。

その際、困難なことのひとつに、ある漢字を借詞(漢語音による音読み)で発音するか、訓字(訓読み)で発音するかの判断

があるという。その判断には一定のルールへの慣れが必要である。例えば、大本曲『緑蔭記』趙不鼎本(14)の、

「聽燈阿哥利登病」[che²⁵tu⁴⁴a³¹ko⁴⁴ni²⁵wu⁴⁴pa²¹]

は、「兄さんが病気になったと聞き」という意味であるが、「聽」字を借詞として漢語音で発音するのか、訓字としてペー語音で発音するのが問題となる。この場合は、直後の「燈」[tu⁴⁴]が「〜できる」の意の付属語を音仮名で表記していることから、この一句がペー語文脈と判断されることによって、「聽」字も訓読みされることになる。これは、同じ趙不鼎本(53)の、

「十様如葉找得全」[sɿ³⁵ja⁵⁵zy³⁵jo⁵⁵tsɿ³¹te³⁵shue⁴²]

において、「〜できる」の意の「得」が音仮名ではなく借詞(漢語)になっていることから一句が漢語文脈と判断され、直前の「找」が漢語音で発音されるのと同じルールによっている。ある漢字を漢語音で発音するのかペー語音で発音するのかを示すために、その句が漢語文脈なのかペー語文脈なのか判断されねばならないが、それを決定する一つの要素として付属語の表記が関わっているということである。こうしたルールに慣れていないと、「声の伝承」は、意味は理解できても発音はできないということになる。

こうしたルールを身につけるには相応の訓練が必要である。楊興庭氏は有名な歌い手であった父、楊漢氏から「大本曲」を習ったが、それを「歌は年配の芸人たちから習い、14歳から導師についた。全部を暗誦するのは大変なので、台本は、その助けとして利用した。」(楊興庭氏、二〇一一年八月一日聴き取り)と述べている。同様のことを、現地で大本曲を実際に学ん

でいる立石謙次は、「テキストをインフォーマントに読んでもらう際、白語で読むべき箇所を漢語で読んだり、またはその逆に読んだりしてしまうことがある。彼らは「間違えた」と認識し、読み直す。私がテキストを読み上げ、漢語と白語の発音を取り違えた場合も確実に指摘される。彼らにとつてこの読み替えはきわめて重要な違いと認識されている」（白語はペーのと）と述べている。意味としてはどちらで読んでも理解可能であるにもかかわらず、彼らがこだわるのは、そこに声によつて立ち上るような情調があるからだろう。

「誦習」「撰録」の現場がここにはある。記憶された「声の伝承」を再音声化するための技術として「誦習」はあり、その再音声化は師弟関係における厳密な「声の教授」によつて支えられているということだ。

さらに、こうした「声の教授」がテキストに記される場合もある。大本曲『緑蔭記』趙不鼎本(22)に、

「弟格閑人双」[i⁵kei³ga⁵ai²sa⁴]

とある。「弟」は音仮名で「また」、「格」も音仮名で「心配する」、「双」も音仮名で「噂する」の意であり、一句は「また閑人（閑係ない人に噂されるのが心配です」という意である。この「閑人」ここでは訓読み[ka⁵ai²]されているが、同じく趙不鼎氏のテキスト(1232)ではこの部分が「暇尼」と音仮名表記されている。この違いについて、楊興庭氏は「閑人」と記すと、「人」を[en]（借詞）と発音するのか、[ai]（訓字）と発音するのかわからない、歌の発音に時間がかかる。それで、うまくない人は「暇尼」（音仮名）と書くかと答えてくれた。師弟関係

による「声の教授」がテキストに反映することがあるということだ。意味的にはどちらでも通じるが、そこに意味を越えた情調を抱えているからこそ、それを音仮名表記することによつて「声の教授」を越えた一定の普遍性（むろん方言の地域を越えることはできないが）をもつて書き記す必要があるのである。

五

天武天皇の勅語によつて「帝王の日継」および「先代の旧辞」が稗田阿礼によつて「誦習」され、天皇の死を経て二六年后に、安万侶が「稗田阿礼が誦める勅語の旧辞」を「撰録」したものが古事記である。

「誦習」とは、西宮一民のいうように、「帝王の日継」および「先代の旧辞」(帝紀・旧辞)を誦読し口誦する(声に出して言う)意(新潮古典集成『古事記』)であろう。阿礼は古事記の原資料を誦読し口誦する能力、つまり「目に度れば口に誦み、耳に払れば心に誦す」(目で見ると口で暗誦し、一度聞くと心に記憶する)能力を持っていた。こうした能力は西郷信綱が強調したように、シャーマニクな能力と繋がっている。大本曲の語り手は葬儀においては自ら祭文をペー語表記し、それを朗唱する。こうしたシャーマニクな力が文字とのかかりにおいても重要なのであった。ということは、こうしたシャーマニクな能力がなければ、古事記の原資料は声に出して読むことはできなかつたということである。古事記はそもそも「声の伝承」のあり方を抱え込んでいたのであった。当時(西宮は天武一四

年（六八五）六月と推定する）、稗田阿礼は二八歳であった。

そして二六年後、再び「稗田阿礼が誦める勅語の旧辞」が安万侶によって記述された。稗田阿礼は五四歳であるが、「元明天皇から命を受けた太安万侶は、稗田阿礼を側につけて鋭意撰述を始め」（新潮古典集成「古事記」）たのだろう。目の前にあるテキストは、声の文化に連なる阿礼なくしては音声としても、ということとは意味としても、それを越えた情調としても立ちあがってこない。稗田阿礼の誦みは記憶された「声の伝承」に支えられた誦みであったからだ。それを聞きながら安万侶はさまざまに漢字使用の工夫をしながら「声の伝承」に頼らない日本語文として記したのである。

山口佳紀は「古事記において、訓注が加えられている場合のその訓注は、その文字からは容易に想到できない訓という訳ではない。むしろ、二つの訓みが容易に考えられてしまう場合に、そしてそれが意味の理解を左右する場合に、一定の方向に導くべく、訓注が施される」という。山口が言うように、「集御刀乃手上血、自手俣漏出」に「訓漏云久伎」という訓注を施すことによって、その血は、意志なき物体のようにこぼれ落ちる（モル）のではなく、みずからの意志によってぐりぬけた（クク）ことが示されるのである。安万侶は、稗田阿礼の「声の教授」にしたがって、原資料の「モレ」とも「クキ」とも発音できてしまえる「漏」に、「クキ」という訓注を施したのではなからうか。それは「声の教授」、「声の伝承」を越えた一定の普遍性を備えた方法であった。

阿礼の誦習と安万侶の筆記の差異のなかに、訓注の発想は出

現した。阿礼の誦みを聞きつつ、安万侶は訓字主体の原資料を訓もうとしている。これは「声の伝承」として記憶に支えられた厳密な訓みを要求する文体であった。つまり「声の教授」を必要とする文体なのである。阿礼は声の文化に生きる者として、記憶された「声の伝承」に従ってこの文字列を訓むことができただが、安万侶にはそういう能力はない。訓み間違えることも多々あったろう。阿礼はその都度、そうでない旨を教授しただろう。その教授はしかし「声の伝承」の側にある。安万侶はこれをどうにかして文字の側で再現せざるをえなくなった。「声の伝承」とは異なる文字のレベルでそれを再現する必要があったからだ。こういう「撰録」の現場で、安万侶は阿礼の「声による教授」を、字書や音義木簡の文体を借りて訓注として表記する方法を創出したのではなかったろうか。

おわりに

安万侶による訓注は、「声の伝承」のなかで師の「声による教授」を、字書類の注の文体を用いることで文字化したものであると考えた。訓字は厳密に音声による再現を求めており、音仮名はそれを示すことができる。音仮名表記の機能にはこうした側面がたしかにある。

しかし、音仮名表記はそこに留まらない別の機能を持つともいえる。それは音仮名表記するからこそ、自由な改変が可能になるといえる。いわば自由性であり、音仮名表記のこうした側面が用いられているのが、歌謡や本文の定型的な句であると考えている。音仮名表記の機能は一義的ではないということだが、こ

の点については別稿に譲ることとしたい。

- 注(1) 本節の記述は主に、犬飼隆「漢字の日本語への適応」(北原保雄監修・林史典編『朝倉日本語講座2 文字・書記』朝倉書店・二〇〇五)、神野志隆光「漢字と非漢文の世界——八世紀の文字世界」(東京大学教養学部国文・漢文学会編『古典日本語の世界 漢字がつくる日本』・東京大学出版会・二〇〇七)を参考にしている。
- (2) 小松英雄『国語史学基礎論』笠間書院・一九七三
- (3) 久田泉『古事記』音読注・訓注の施注原理―『下效此』の場合―(『国語と国文学』六〇巻9号、一九八三・九)
- (4) 神野志隆光『古事記の達成―その理論と方法』・東京大学出版会・一九八三
- (5) 亀井孝「古事記は、よめるか―散文の部分における字訓およびいはゆる訓読の問題―」(『古事記大成3』・平凡社・一九五七、『亀井孝論文集4』所収)
- (6) 山口佳紀『古事記の表記と訓読』・有精堂出版・一九九五
- (7) 「大本曲」の調査は二〇一〇年―二二年度にかけて、中国雲南省大理市及び劍川県で行った。本稿はそのインタビューや資料化した文字テキスト(台本)の一部を使用している。全体の資料は、「東アジアにおける「声の伝承」と漢字の出会いについての研究―中国雲南省ペー族文化と日本古代文学―」(共立女子大学総合文化研究所紀要)・二〇一三・三)に発表を予定している。
- (8) この分類法の問題点については、遠藤「アジア辺境国家の歌表記―中国雲南省ペー族「山花碑」と万葉和歌の比較を通して―」(『日本文学』二〇一一年・二)に指摘した。
- (9) 立石謙次「中国雲南省大理白族の「大本曲」の概説と紹介―テキストを中心に―」(『國學院雜誌』・二〇一一年・九)
- (10) 張錫録・甲斐勝二主編『中国白族白文文献釋読』(広西師範大学出版社・二〇一二年)所収「梁山伯与祝英台(中集)」
- (11) 西郷信綱「稗田阿礼」(『古事記研究』・未來社・一九七三)
- (12) 山口佳紀『古事記の表記と訓読』・有精堂出版・一九九五
- (13) 遠藤「古事記歌謡の表記と口誦性―中国少数民族ペー族の語り芸をモデルとして―」(『国語と国文学』・二〇一三・五、掲載予定)